

②土壌溶出量基準超過の汚染が存在する土地の場合

		改正前(【 】内は該当する規則の条項号)	改正後	
			指示措置	同等の措置
地下水汚染なし		地下水の水質の測定。 ただし、所有者&原因者が求めたときは、以下に定める措置。【23】	地下水の水質の測定	不溶化、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、土壤汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止
I種有害物質	第二溶出量基準不適合	汚染の除去。【24①一】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)※	地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去
	第二溶出量基準適合	原位置封じ込め。【24①二】 ただし、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去又は遮水工封じ込め。【24②二】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)	地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去
II種有害物質	第二溶出量基準不適合	不溶化して原位置封じ込め。【25①】 ただし、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化して遮水工封じ込め。【25③】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)※	遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去
	第二溶出量基準適合	原位置封じ込め。【25①】 ただし、所有者が求めたときは、不溶化。【25②】 また、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去、遮断工封じ込め、遮水工封じ込め。【25③】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)	不溶化、遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去
III種有害物質	第二溶出量基準不適合	汚染の除去又は遮断工封じ込め。【26①一】	遮断工封じ込め	地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去
	第二溶出量基準適合	原位置封じ込め。【26①二】 ただし、所有者又は原因者が求めたときは、汚染の除去、遮断工封じ込め、遮水工封じ込め。【26②】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)	遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壤汚染の除去

※ 第二溶出量基準不適合の土地について遮水工封じ込め又は原位置封じ込めを行う場合は、不溶化又は原位置浄化を行い、第三溶出量基準に適合させた上で行う必要がある。

(参考)いわゆる自然的原因による土壤汚染の扱い

- 今回の法改正で、汚染土壤の搬出・運搬・処理に関する規制が創設されたこと、健康被害防止の観点からはいわゆる自然的原因による汚染土壤とそれ以外の汚染土壤を区別する理由がないこと、搬出は人為的な行為であることから、法対象とする。
- 濃度ではなく、地質的に同質な状態で広く存在するか否かがポイント。
- 調査に当たっては、人為的原因を確認することはできないが、地質的に同質な状態で広く存在する土壤汚染地(第2種特定有害物質に限る)については、実際に測定して基準不適合である土地の近傍の土地である等の理由で調査が義務づけられた場合は、「おそれの少ない土地」と解して差し支えない。
- いわゆる自然的原因のみによる土壤汚染については、地質的に同質な状態で汚染が広がっていることから、一定の区画のみを封じ込めたとしても、その効果は期待できない。このため、このような汚染地で土壤溶出量基準を超え、周辺に飲用井戸が存在する場合は、上水道の敷設や利水地点における対策等浄化のための適切な措置を講ずるなどしたときは「人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるものとして政令で定める基準」に該当しないものとみなし、形質変更時要届出区域に指定するよう取り扱う。

形質変更時要届出区域で求められる手続き

○形質変更時要届出区域内で、土地の形質の変更をしようとする者は、その着手の14日前までに、都道府県知事に、形質の変更の種類、場所、施行方法、着手予定日等を届出なければならない。

＜届出が要らない場合＞

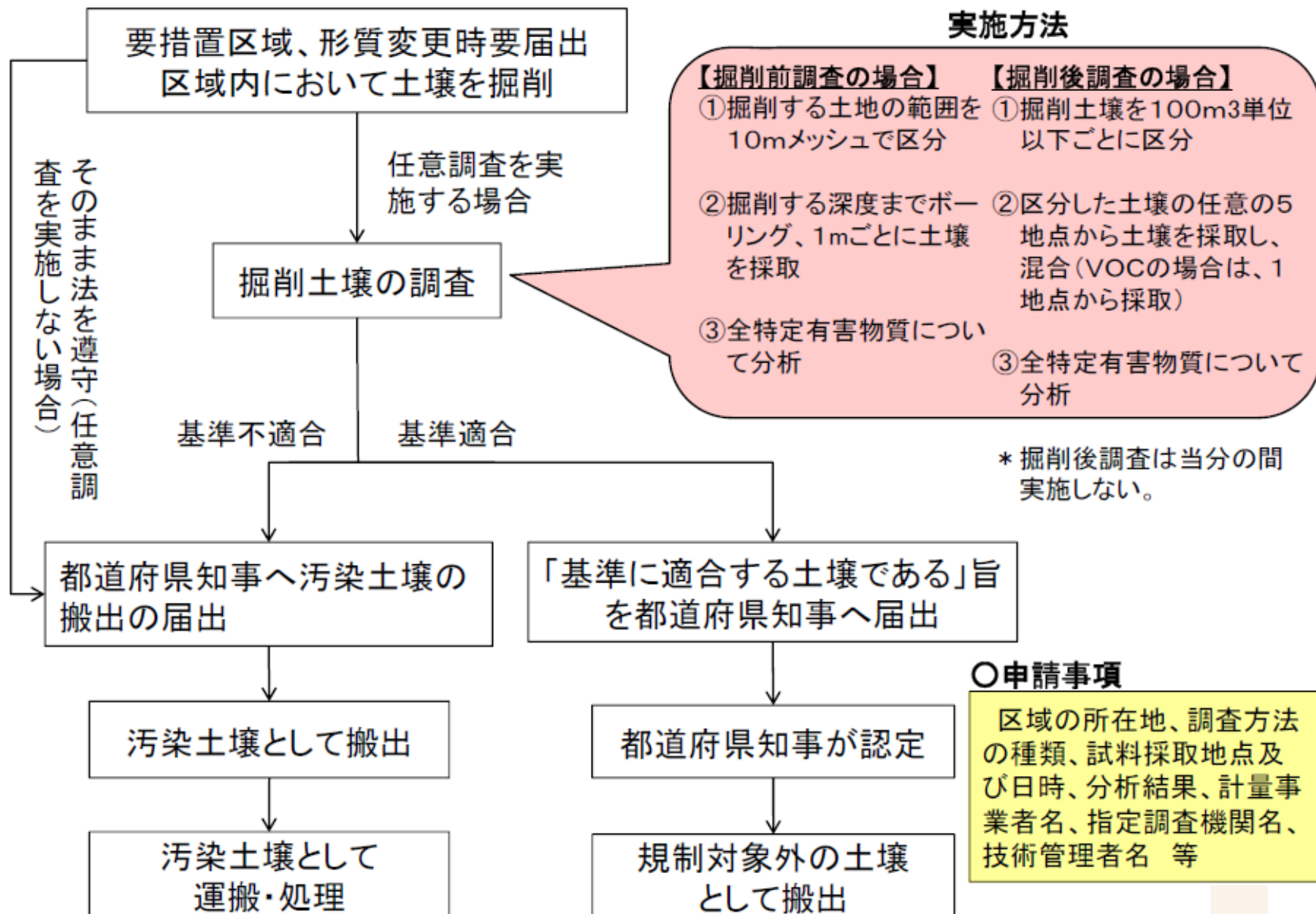
- ・通常の管理行為等(事前に知事の確認を得た行為を含む)
- ・形質変更時要届出区域の指定時に既に着手している行為
- ・非常災害のための応急措置として行う行為→事後の届出

○知事は、届出があった場合、施行方法が一定の基準に適合しないと認める時は、施行方法に関する計画の変更を命じることが出来る。

○施行方法に関する基準(一定の基準)

- 1 汚染土壌や特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること
- 2 汚染土壌(溶出量基準に限る)が帯水層に接しないようにすること
- 3 人の健康被害が生ずるおそれがないようにすること(盛土や封じ込めが行われていれば、それと同じ効果を有する状態にすること)

(3) 搬出しようとする土壌の任意調査のプロセス



改正土壤汚染対策法のポイント その3

搬出土壤の適正処理の確保

- 要措置区域・形質変更時要届出区域内的の土壤の区域外への搬出の規制
(事前届出、計画の変更命令、運搬基準に違反した場合の措置命令【罰則担保】)
- 搬出土壤の処理業についての許可制度の新設
(処理基準に違反した場合の改善命令等【罰則担保】)
- 搬出土壤に関する管理票の交付・保存の義務

(1) 汚染土壌の搬出時における規制

要措置区域、形質変更時要届出区域内の土地の土壌を、これらの区域外へ搬出しようとする者は、搬出に着手する14日前までに、都道府県知事に届け出る必要があり、運搬の方法が運搬基準に違反し又は汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託していない場合は、計画変更命令が発出される。また、運搬基準に従って、適正な運搬がなされていない場合又は汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合は、措置命令が発出される。

汚染土壌の搬出時の届出

以下の場合、届出対象外
①非常災害の場合
②試験研究に用いる場合

○届出事項

届出書に記載する事項

・汚染土壌の汚染状態、体積、運搬方法、汚染土壌を運搬・処理する者の氏名又は名称、汚染土壌処理施設の所在地、搬出の着手・完了予定日、要措置区域等の所在地、自動車の所有者の氏名、保管施設の所在地 等

届出書への添付書類

・要措置区域等の図面、管理票の写し、自動車・保管施設の構造を記した書類、処理の委託を証する書類、汚染土壌処理業の許可証の写し 等

計画が運搬基準に違反している等の場合は計画変更命令が発出

運搬基準に従い汚染土壌の運搬

○運搬基準

- ①特定有害物質の飛散等の防止措置
- ②汚染土壌を運搬している旨の表示
- ③混載等の禁止
- ④積替え、保管、荷卸し及び引渡しに関する規定
- ⑤管理票に関する規定 等

適正な運搬でない場合、汚染土壌処理業者に処理が委託されなかった場合には措置命令が発出